

令和6年6月

江南市議会総務委員会会議録

6月20日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和6年6月20日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第40号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

消防本部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

議案第51号 老人福祉センター解体工事請負契約の締結について

議案第52号 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車売買契約の締結について

請願第6号 再審法改正を求める意見書の採択を求める請願

年度調査事項について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長 大 藪 豊 数 君 副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 伊 藤 吉 弘 君 委員 中 野 裕 二 君

委員 石 原 資 泰 君 委員 津 田 貴 史 君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

副議長 片 山 裕 之 君 議員 岡 地 清 仁 君

議員 長尾光春君
議員 須賀博昭君

議員 堀元君
議員 牧野行洋君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君
副主任 大池健之君
副主幹 磯部将人君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

古田義幸君
企画部長 平松幸夫君
総務部長 河田正広君
消防長 花木康裕君

防災安全課長兼防災センター所長 菱川秀之君
防災安全課主幹 瀬川雅貴君
防災安全課副主幹 横川幸哉君

秘書人事課長 梶田博志君
秘書人事課主幹 山口尚宏君
秘書人事課副主幹 梶浦太志君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒井博久君
市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長
大矢幸弘君

財政課長 安達則行君

財政課主幹	大 池 慎 治 君
財政課副主幹	伊 藤 俊 治 君
税務課長	金 川 英 樹 君
税務課主幹	千 田 美 佳 君
税務課副主幹	丹 羽 克 仁 君
税務課副主幹	杉 江 善 和 君
総務課長	今 枝 直 之 君
総務課主幹	横 井 貴 司 君
総務課副主幹	清 野 慶 太 君
消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	畑 毅 君
消防署長	上 村 和 義 君
消防署東分署長	鈴 木 昌 樹 君
消防署主幹	山 本 育 男 君
消防署主幹	雉 野 広 治 君
消防署主幹	日下部 匡 彦 君

陳述出席者（1名）

請願第6号 福 井 秀 剛 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

皆様、改めましておはようございます。

今年度総務委員会の委員長を仰せつかりました大藪豊数でございます。どうぞ1年間よろしく願いいたします。

さて、一般質問でも私のほうからも取り上げさせていただいたと思いますが、財政力指数がやはりこの県内においても低迷しているというふうに私は状況を見ております。私たちがより一層こういった市の状況、稼ぐまちを目指していくことが必要ではないかというふうに考えております。

今回、総務委員会に付託されました議案について、皆様と一緒に熟議し、より効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。御意見をしっかりと聞きし、そして要望もしっかり我々からお願いしながら、第一に市民の皆様にとってよりよい未来、これを築いていくための具体的な方策を見いだしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、市長のほうから御挨拶をよろしく申し上げます。

○市長 おはようございます。

去る6月7日に6月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、市長は公務のほうへ、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第40号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてをはじめ4議案と請願第6号 再審法改正を求める意見書の採択を求める請願の審査を行います。

す。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時28分 休 憩

午前9時34分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行いますが、審査の状況によって請願第6号については午前10時頃を目安に審査してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席いただき、その他は退席していただいても結構でございます。よろしくお願いいたします。

当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可としたいと思います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、審査に入ります。

議案第40号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

○委員長 最初に、議案第40号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○財政課長 議案第40号につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

令和6年議案第40号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

12ページには江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を、13ページには条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 今回の改正内容に関してなんですけれども、基金の額が減額となっているんですけれども、そもそもこの減額になった経緯を分かりやすく説明していただきたいと思います。

○財政課長 今回の減額となります原因でございますが、鉄道高架仮線用地及び代替地の市への買戻しに伴うものでございます。この鉄道高架仮線用地及び代替地につきましては、昭和61年に鉄道高架の仮線用地及び代替地という目的でもって土地開発公社が先行購入をしたものでございます。

現時点におきまして、鉄道高架化事業が終了に伴いまして、この仮線用地及び代替地につきましては市が買戻すという形で、市との契約を踏まえて今回条例の改正というふうに至った経緯でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、改正後なんですけれども、基金の額が約3億7,400万円ほどになるんですけれども、あとこれ土地開発公社が所有する現在の土地なんですけれ

ども、あと何か所ぐらいあるんでしょうか。

- 財政課長 土地開発公社が所有いたします事業目的で申し上げますと、残り5事業につきまして土地を保有するという形でございます。
- 伊藤委員 分かりました。以上です。
- 委員長 よろしいですか。
- 伊藤委員 はい。
- 委員長 ほかございませんか。

[挙手する者なし]

- 副委員長 それでは、大藪委員長に代わって司会を務めさせていただきます。

御質問ありませんか。

- 大藪委員 よろしくお願ひします。

土地開発公社の理事会でどのような説明がされ、どのような意見が出たかというのが1点。

2点目です。以前、議案取下げといったことがあり、市職員だけで構成する理事について外部委員を入れるなどの意見が委員会で出されましたが、その後どのような検討がなされ、今回の理事会開催となったか、この点についてお願ひします。

- 財政課長 経緯につきまして、土地開発公社に確認をいたしましたところ、市側の当初予算におきまして、今回の買戻しに関しましては予算を認められているということでございました。市側からはその議決に伴いまして、公社側に処分の依頼ということで、公社のほうは受領いたしておりまして、その受領に基づきまして、公社の理事会において買戻しの承認をしていたという経緯でございます。したがって、土地開発公社に確認しましたところ、公社側の予算につきましても、今回の買戻しに関する予算ということで、公社側のほうの予算として計上しているという経緯でございます。市側と公社につきましましては、公社が理事会での承認を経た上で、4月23日に土地売買契約のほうを市と土地開発公社で締結をしているというところでございます。

理事につきましてでございますが、先般の平成30年だったと思ひますけれども、その理事会の進め方ということで取下げという経緯がございました。

その後、外部の委員という形では理事会のほうのメンバーには加わっておりませんが、経緯といたしましては、あくまでも土地開発公社につきましては、市の組織とは別のものという点がまず1点。

それから、定款におきまして理事の選任ということで当然行ってまいりますけれども、その業務方法等に伴いました業務の進め方、これを改めて確認いたしまして、市側とは独立した組織という形で立てつけ上も実際も独立した組織ということで事務のほうを進めているというところでございます。現状そういった経緯でございますので、よろしく願いいたします。

○大藪委員　　これどうでしょうか。より一層公平性を保つためにも、外部委員を入れるようなことは再検討願えませんかでしょうか。

○財政課長　　ほかの市町の事例等を見ますと、外部の委員さんが入っている事例も多数確認をしております。本市の土地開発公社に確認しましたところ、現在5つの事業ということで、土地開発公社が市側と協議して先行取得する今後の事案というのかなり限られているという想定をしております。あと、この土地開発公社の解散というのも現実味を帯びてくる時期が多分出てくるかなという経緯でございます。

今、委員長の御指摘もございまして、当然その辺りも含めまして、ここで結論を出すわけではございませんけれども、そうした今の現状と他市の状況を見ながら、事務の執行上行き詰まる点だとか、そういった不具合が出てきている場合は速やかに対応したい、検討していきたいと考えております。お願いいたします。

○大藪委員　　ありがとうございます。

ぜひとも、やはり先ほども何度も言うようですが、公平性を期するためにも、他市町の事例も含めて、外部委員のほうの選任のほうもひとつ再検討をよろしくお願いいたします。要望で結構です。ありがとうございました。

○副委員長　　それでは、司会を大藪委員長に戻します。

○委員長　　ほか質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ありませんね。分かりました。

質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩といたします。

午前 9 時 45 分 休 憩

午前 9 時 45 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

消防本部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

○委員長 続いて、議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部の所管に属する歳入歳出、危機管理室、消防本部の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、企画部秘書人事課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書人事課長 それでは、秘書人事課が所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の15款2項1目1節総務管理費補助金、説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項1目秘書人事費で、給与管理事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2点だけです。

まず、システムの改修委託業者はどこなんでしょうか。

○秘書人事課長 現在、人事給与管理システムのシステム業者でございますけれども、石川コンピュータ・センターという事業者になります。システムの改修上、こちらの事業者が内容を熟知しているということで、設計を行っております石川コンピュータ・センターにお願いをすることを考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点、確認事項なんですけれども、国の制度を改正の際は全額国庫補助金が認められるという、そういう認識でよかったですでしょうか。

○秘書人事課長 上限額というのにはございますけれども、現時点の金額でございますと、全額認められるということで考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 続いて、市民サービス課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の46ページ、47ページ中段をお願いいたします。

15款4項1目1節総務管理費交付金、説明欄、デジタル田園都市国家構想交付金でございます。

次に、議案書の52、53ページ上段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でスマート窓口推進事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　住民基本台帳等事業ですね、この交付金なんですけれども、これ当初予算で計上しなくて、6月補正で計上している理由は何でしょう。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　こちらのほうの交付金でございますけど、4月になりまして交付決定のほうになされましたものですから、この6月議会のほうで財源更正をさせていただく補正予算を上程したという次第でございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと、デジタル田園都市国家構想交付金が認められたから財源更正という形なんですよね。これ市に対する交付の限度額というのはあるんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　デジタル田園都市国家構想交付金でございますけれども、そのタイプに応じて上限額が決まっております。私たちの今回交付金でございますが、デジタル実装タイプということでして、上限額のほうが、交付率に関しましては2分の1になります。上限額に関しても上限がありますから、ちょっと今手持ちはございませんので、もし必要でありましたら、また後ほど説明させていただきます。

○伊藤委員　あと、交付金を活用して市のDXをどんどん進めていってほしいんですけれども、これ要望なんですけれども、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長　要望でよろしいですか。

○伊藤委員　はい。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　この事業に関しましては、上限額に関しましては2分の1でございますので、180万7,000円というのが上

限度というふうに解釈できるかなと思います。よろしいでしょうか。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて危機管理室防災安全課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の50、51ページをお願いいたします。

中段、2款1項8目防災安全費で、説明欄の防災センター維持運営事業で63万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、防災行政無線等移設事業で487万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、補正予算説明資料6ページ、7ページに防災行政無線等移設事業について掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員 防災センター維持運営事業なんですけれども、修繕する部分というのは、どこの部分を具体的にやられるんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災センターの北側、2階建ての屋上のところでございます。

○伊藤委員 これ建物なんですよね。そうすると、保険に加入していると思うんですけれども、こうした修繕というのは保険は使われるんでしょうか。補修物件に入っていると思うんですけれども、その辺のところはどうなんでしょう。

○防災安全課長兼防災センター所長 現在保険での対応は考えておりません。

○伊藤委員 対象になるかどうかは調べてもらったことがあるんでしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長 調べておりません。
- 伊藤委員 ぜひとも調べていってください。よろしくお願いします。
- 委員長 要望でよろしいですか。
- 伊藤委員 はい。
- 防災安全課長兼防災センター所長 すみません。先ほどの保険対象になるかどうかということで、経年劣化につきましては対象にならないというふうに聞いております。
- 委員長 伊藤委員、よろしいですか。
- 伊藤委員 はい、いいです。
- 中野委員 修繕料なんですけど、当初37万9,000円で見えていて、63万幾ら増額になった理由ってどういう理由ですか。これ63万8,000円を補正で組んであるんですけど、当初これあれですよ、補正前が37万9,000円で。
- 防災安全課長兼防災センター所長 当初は今回の補正予算を上げている修繕については見込んでいなかったものですから、初めて今年度に入って屋上に上がったときにビニールシートから水が浸入したということが確認されましたので、今回補正予算を上げさせていただいたという経緯でございます。
- 委員長 よろしかったですか。
- 中野委員 はい。
- 委員長 ほか質疑ございませんか。
- 伊藤委員 防災行政無線の移設事業、これは非常に経費が高いような感じがするんですけども、これ委託料の内容としては主にどの部分を移設するのに経費がかかっているんですかね。それがちょっと分からなかったんですが。
- 防災安全課長兼防災センター所長 今回防災無線の移設に関しましては、新たに支柱を立てて、そこに既存のつけている防災無線のシステムを移設するということになるんですが、その防災無線の移設する部分がやっぱり専門的な防災無線の知識が必要な業者でしか対応できないものですから、その辺の費用が大きいというところになります。
- 委員長 ほか質疑はございませんか。
- 津田委員 この件ではございませんが、移設ということに対して1件お伺

いしたいです。都計法の見直しで住宅の増えているところがありまして、増えているところに対しての新設、もしくはそこに向けての移設というのは計画されていますでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　今回防災無線の更新に当たって、設計を含めた委託をしておるんですが、その中で防災無線の伝達の調査をやっております。それで結果が出ておりまして、今の既存の施設で今後高性能スピーカーという形で整備をしていくということで今考えておりますので、新たに住宅が増えたところに設置するとか、そういうことはしなくても音が届くというふうに判断をしておりますので、そういうことは新たに付けることはございません。

○委員長　よろしかったですか。

○津田委員　ありがとうございました。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

○中野委員　これ危機管理室と直接関係ないかもしれないんですけど、これ移設するとき保育園を造るもので、そこが邪魔になって移設するわけですよ。これって保育園側なので危機管理室は関係ないかもしれない、移設せずに保育園で計画できんかったんですかね。これ500万円という、まあまあ高額な理由だったんですけど、どうなのかなと。

○防災安全課長兼防災センター所長　これまで関係課と協議する中で、当然防災安全課としてもできたら存置ということもお願いしたところがあるんですが、結果的には支障になるという判断をされましたので、今回移設ということになりました。

○委員長　中野委員、いいですか。

○中野委員　はい。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑もないようでありますので、ここで暫時休憩します。

午前10時07分　休　憩

午前10時08分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第46号の審査の途中ではありますが、ここで事前にお伝えしておりました、これより請願第6号を審査していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、請願第6号を審査していきたいと思います。

請願第6号　再審法改正を求める意見書の採択を求める請願

○委員長　それでは、請願第6号　再審法改正を求める意見書の採択を求める請願を議題とします。

暫時休憩します。

午前10時10分　休　憩

午前10時11分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可したいと思いますと思いますが、御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、請願第6号　再審法改正を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

事務局より請願文書の朗読をさせます。よろしくお願ひします。

○事務局　請願第6号、令和6年6月12日受付。件名、再審法改正を求める意見書の採択を求める請願。

請願者、名古屋市中区三の丸一丁目4番2号、愛知県弁護士会会長　伊藤倫文外1名。

紹介議員、野下達哉、長尾光春、掛布まち子、堀　　元、津田貴史、須賀博昭。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2を御覧いただきたいと思います。

再審法改正を求める意見書の採択を求める請願。

平素より、地域住民の暮らしと健康、権利を守るために活動されている貴議会の皆様には、心より敬意を表します。

さて、これまでに、死刑判決が確定し、その後、無罪になった事件は4件あります（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）。今年度中には、確定死刑囚である袴田 巖さんに判決が宣告される見込みです。袴田 巖さんは1966年8月18日に逮捕され、2014年3月27日まで約48年近く身柄拘束をされてきました。うち約45年間、死刑囚として身柄拘束されてきました。

誤った裁判をやり直すのにどうしてこんなにも時間がかかるのでしょうか。その理由は2つあります。

1. 証拠開示の制度がないこと。

検察官は有罪を立証するために必要となる範囲内の証拠しか裁判所に提出しません。しかし、提出された証拠以外の多数の証拠の中には、冤罪であることを裏づける有利な証拠が存在することがあります。そこで、検察官が持っている全ての証拠を開示してもらう手続を整備する必要があります。

2. 検察官により不服申立てがされること。

裁判所が確定判決に疑義があると判断し、裁判のやり直し（再審）を命じたとしても、検察官はその判断に不服申立てをすることができます。不服申立てがあると、上級裁判所で、再度、再審するか否かについて審理されることとなります。その結果、再審するか否かの確定までだけでも長期間を費やすこととなります。

一旦、裁判所が証拠に基づいて確定判決に疑義があると判断しているのですから、検察官に不服申立ての機会を与えることなく直ちに裁判をやり直し、検察官はやり直しの裁判の中で有罪である旨の立証をすれば足りるはずで、「裁判をやり直すか否か」の裁判に長期間を費やすことは、冤罪による身柄拘束を長期化させる大きな要因となっています。

再審に関する手続は、刑事訴訟法に僅か19か条しかなく、70年以上にわたって一度も改正されていません。

1と2の問題を早期に解消し、冤罪による被害を早期に回復するために、

再審法改正を求める意見書の採択をしていただくようお願いする次第です。

請願事項。

以上の趣旨から、1、2の点を改正すべく、再審法改正を求める意見書の採択を求めるものです。

以上です。

- 委員長　この請願について、意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者につきましては1名を希望されております。意見陳述を許可したいと思いますのですが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御意見もないようでありますので、意見陳述を許可したいと思います。

陳述者の方、前へお越してください。

陳述者の方から資料を配付したいという要望がありました。許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

午前10時17分　休　憩

午前10時18分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

陳述者の方に申し上げます。

陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

- 陳述人（福井）　陳述許可いただきまして、ありがとうございます。

請願人の一人であります私、福井秀剛と申します。江南市民でございますけれども、愛知県弁護士会で弁護士をやっております。再審法改正の実現本部というところにも属しております、これに関する活動もしているところです。このたびは、今回、江南市議会におきまして意見書を採択していただ

きたいと思ひまして、ここで陳述させていただくことになりました。ありがとうございます。

再審法改正への請願の趣旨につきましては、先ほど御説明いただいたとおりなんですけれども、非常に法律的なところがありまして、難しいという御意見を様々なところでいただいております。

それで、どういったことが本当に問題なのかというところを少し分かるようにするために、今回資料を私のほうで作ってまいりましたので、これを見ながら少しだけ意見を述べさせていただきたいと思ひます。

先ほど配付いただきました資料を見ていただけますでしょうか。

ここには、再審請求の申立てから冤罪が晴れるまでというフローチャートのようなものを書いてございます。簡単に申し上げますと、再審請求というのは請求の申立てがあります。そうすると、そもそも再審を始めるかどうかというところに関して審理がされます。これは非公開で時間制限もないんですけれども、かなりこれだけでもハードルの高いもの、確定判決の罪より軽い罪になるようなもので、しかも新しい証拠じゃなきゃ駄目ですよ、そういうものがあつたときに初めて再審を始めましょう、公判を開きましょう、これが1つ目の審理です。その後には再審公判と言われるものがあつて、公判廷で、公開法廷で審理がされます。これが今、袴田事件で、袴田さんのところでやっている審理になります。

この再審の開始をするかどうかという前段階の審理のところでは、実は非常に長い時間がかかる。これ相当のハードルが高いものなんです。非常に長い時間がかかるんですね。要件もハードルが高くて、軽い罪になる新しい証拠があるんだということを認めるか認めないかというところだけで、3年、4年、5年と平気で時間のかかるものです。

ここで3人の裁判官が、この証拠なら無罪にもなり得るよね、そう思われるよねということで開始決定を出します。ところが、ここで確定しないと、つまり今の制度では検察官が、いやいやいや、そんな新証拠には当たりませんよというだけで、さらにその新証拠に当たるかどうかをめぐって、要するに開始するかどうかをめぐって審理がされ、さらにもう一回特別抗告という制度がありますから、なされることになります。

この新証拠があるかないかという話なんですけど、これを見つけるために検察官の手元にある証拠を出してもらえば、よりはっきりするんじゃないかということをめぐるって、これも裁判所の中でやり取りをされ、これでかなりの長期の時間を要します。しかも、裁判官がぴんときた事件でなければ、検察官に証拠を出しなさいなということも言ってもらえないと、そんな制度になっております。つまり規定がないんですね。刑事訴訟法に開示を命ずる規定がないということで審理が長期化する。

冤罪の人のための資料がようやく出てきたといっても、検察官がいやいやこれは新証拠としての価値がないよと言い始めると、さらにどんどん時間がかかると。その上で再審公判がようやく認められる、開始がされるようになってから、さらに普通の裁判と同じように、1審、2審、3審、3審級審理がすることがあります。そうしますと、再審の冤罪が晴れるまでに最大6回の判断をもらわなきゃいけないと、それぐらい時間のかかる制度になってしまっているということでございます。現在の制度はそのようになっています。

例えば、こういう長期化になっている例で申し上げますと、今やっている袴田事件であれば、2008年4月に再審の申立てがありました。これ開始しますよという地裁の決定が出たのは2014年3月ですけれども、そこから検察官が、いやいや、これは新証拠に当たらないんだと言ってやり始めて、最終開始決定が確定するまでに9年、そして再審公判が始まって、今年の9月に判決が予定ということで、実に再審請求の申立てから判決が出るまで16年と、こんな時間がかかるわけです。

これは冤罪被害者を救うという最大の大事な視点ですけれども、そのためにこれほどまでに時間をかけてよいのかということが我々が思っているものですし、冤罪の被害者になることは、市民の皆さんも当然あり得ることです。これを救うのはもう皆さんの責務だと思っています。国の責務です。ですので、そのために19か条しかない刑事訴訟法を改正してほしいというのが私どもの申出の趣旨でございます。

もう一点だけ、この布川事件というのだけ長期化の例で説明させていただきますと、この事件も再審を認められたのが、2005年9月に再審開始決定、再審公判を始めていいよという前さばきのところで決定が出たのが2005年9

月です。そこから検察官がいよいよと言って、こんな証拠で再審を始めちゃいけないんじゃないか、公判をやる必要はないんだということを言い始めて、4年3か月。簡単に言えば無駄にと言ってもいいかなと。結論的には無駄に時間を過ごさせたこととなります。こういった制度を今の刑事訴訟法には規定があると。これは冤罪被害者を救うためには、可及的速やかに救うためには必要のない制度であって、公判の中でもし不服があるならやってもらえばよいということが私どもが思っている最大の問題点。ですので、証拠の開示をしていただきたい。これをちゃんと制度化してほしい。そして、検察官に開始決定についての不服申立てをやめていただいて、公判でちゃんとやってもらえばいいと、公判で有罪になることもあります。無罪になることもあります。ここで、公判審理の中で白黒を再度つけるということで問題ないのではないかと。冤罪被害者の救済のために、こういった法改正をぜひともお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上になります。

○委員長　　ありがとうございました。

これより、委員から陳述出席者の方への質疑を行います。陳述出席者の方におかれましては、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いいたします。ただし、陳述出席者の方から委員への質疑はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○中野委員　　12月に江南市議会として同じような請願を出さないという判断をした経緯がございまして、そのときに判断した経緯が、まだちょっと国とか県の動きがないので、やっぱりこういうことは国が動いてやっていくべきだろうというところで、我々ちょっとこんな言い方したらあれですけど、素人なので細かい部分は分からないので、国や県の動向を見て判断していこうというところで、前回12月は否決したんですけれども、今回、袴田さんの再審が決まったりとか、そういう動きも多少出てきていると思うんですけど、国とか県のそういった動きがあればちょっと教えていただきたいんですけども。

○陳述人（福井）　　御質問ありがとうございます。

国の動きに関しましては、従前から日本弁護士連合会であったり、検察庁、法務省というところで法改正についてのいろんな議論がされているんですけども、最終的には立法するのは国会です。国会議員のほうの動きがないのかということで、いろいろとこれまでも国会議員にも話をしてきたところなんですけれども、今年3月になりまして、超党派の議員連盟ができました。再審法改正に向けての超党派の議員連盟ができて、その議員の数は100名を超えて200名近いのではないかと今言われています。

いろんな問題があって、非公開といいますか、完全に何人ですということでは公開されておりませんが、マスコミの報道でも確認いただけるとは思いますが、超党派で名立たる議員が改正に向けて動き始めたということがございます。

そういった中で、やはり国会も動き始めるということであれば、やはり最後は市民の声、これを代表するのが市町村の議会の皆様だということふうに理解しております。そういった点で国会議員の動きをさらに後押ししていただきたい、そういった意味もございまして、このタイミングでぜひ採択いただきたいというふうには思っております。以上です。

○中野委員　今の福井弁護士のほうから御説明あった内容が、請願の趣旨の2番の検察官のほうに不服申立てすることによって公判が始まらず、拘束の期間が長期化するというような理由で、これだけ水面下の審議する時間がかかるので、こういうことが長期化してしまうということだと思っておりますけど、これ検察官にしたら不服申立てする権利があると思っておりますけれども、様々な要因があって検察官側からこういう権利があると思っておりますけれども、確かに弁護士のほうからの立場でいうと、こういうことが非常に長期化するのでやめてほしいという御意見もよく分かるんですけれども、我々両方からの意見をお聞きする立場ではあると思っておりますので、この検察官の不服申立ての権利というのは、どういう経緯でこういうことができているというふうにお考えなのかをお聞きしたいんですけれども。

○陳述人（福井）　実は、先ほど申し上げました刑事訴訟法が再審について19か条しかないというのは、これは戦前から戦後に刑事訴訟法が変わるときに、普通の公判については当事者主義といたしまして、検察官と弁護士が対等

の立場でいろいろ攻防を繰り返して、それを見て裁判官が判断するというものになっているんですけれども、再審については恐らく時間切れで改正し切れずに昔のまま残ったというふうに言われています。

その中で、本来検察官というのは、今のドラマなんかでも多分あると思うんですけど、戦前の裁判は裁判官と検察官が上にいます。弁護人と被告人は下にいます。土間ですかね、そちらに行って、上から判断を下される、そういう立場だったんですが、それが変わったんですね、戦後の刑事訴訟法改正で。ところが再審は実はその図式はそのままになっておりまして、検察官は再審開始決定、開始をするかどうかという場面では、対等当事者ではありません。意見を聞くということにはなっていますけれども、立場上裁判官の補助者だという立場になっています。その意味では、本来不服申立ての権利がなぜあるのかというのが不思議なのですが、これは戦前からの流れがそのまま残っているのではないかというふうに言われています。

実質面で申し上げますと、検察官の不服申立て、当然当事者であれば不服申立てをすればいいじゃないか、これも一つの御意見ではないかというふうに私も思うところはあります。しかしながら、そもそも無罪か有罪かを決めるのは最終的には公判審理で決めるころだと思います。これがしかも、1審、2審、3審と再審公判が用意されています。これはペーパーにも書かせていただきました。この中で検察官は有罪の立証をさらに行うことができます。ここでやれば十分ではないでしょうか。その前さばき、要するに公判に提出して、本当に再審どうなのかと、無罪かどうかやりましょうと。この場面の前で、それはおかしいじゃないかということをやると繰り返す。これが本当に冤罪被害者の救済になるのでしょうかと。もし言い分があるのであれば、公判で堂々と言ってもらえば、何も問題ないのではないかと。本来は公判で当事者対等の立場でそういったことをするというのがあるべき姿だというふうに考えておりますので、その点では開始をするかどうかという前さばきの手続のところでも何度も何度も不服を申し立ててということに本当に意味があるのか。冤罪被害者救済のためになるのかという点を考えていただければというのが私どもの意見でございます。以上です。

○委員長　　ほか質疑はありませんか。

○伊藤委員　　確かに福井弁護士の気持ちはよく分かります。

12月で私の意見を述べたんですけれども、陳述者の方にお聞きしたんですけれども、また同じことをちょっと聞きたいんですけれども、例えば再審開始決定に対する検察の不服申立て、これが制度化された場合ですよね。不服申立てが禁止を制度化された場合において、例えば今より再審請求が増えて、いわゆる裁判が煩雑になって、こうした弊害が起こってくるのではないかと私は素人的には懸念するんですけれども、その辺りはどうなんでしょうか。

○陳述人（福井）　　御質問ありがとうございます。

裁判が増えて煩雑化するのではないかとという点でございますけれども、先ほどもちょっと御説明させていただきましたように、そもそも再審を開始しますという決定を出すまでのハードルが非常に高いです。これ一旦俗な言い方を申し上げますと、再審の開始を決定するということは、それまでに確定した判決で、裁判官からすれば諸先輩が確定させた判断を覆すと、覆す可能性があるよということを意思表示する、これが開始決定なんですけれども、これを行うこと自体に裁判官の皆さん物すごくちゅうちょしています。ちゅうちょしていますというか、実際になかなかできないことなんです。なので再審開始決定が出ることすらほぼまれです。

じゃあ再審請求が増えるのではないかとという点については、再審請求は、例えば今刑務所の中におられる方であったり、一旦有罪判決を受けた方であれば誰でもすることができますので、検察官の不服の申立てがあるかないかというさらに前の、申し立てるかどうかの自由のところですので、そこには恐らく影響がないであろうというふうに思います。

実際に開始決定が出ましたという新聞報道を必ずされていると思いますけれども、そんなにたくさん見ますかと言いますと、皆さんほとんど見たことがないんじゃないかと思います。それぐらい例の少ないものですので、それぐらい貴重な裁判官3人の意見で開始するかどうかというレベルですから、裁判が増えて司法の負担が増大すると、そういったところはお気になさる必要はないというふうに考えられます。以上です。

○委員長　　ほか質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

　　陳述出席者の方は傍聴席にお戻りください。

○陳述人（福井）　　ありがとうございました。

○委員長　　これより審査を行います。

　　御意見がありませんかお聞きします。

　　全員の方に意見を聞きたいと思っておりますので、伊藤委員からよろしいでしょうか。

○伊藤委員　　確かにこの採択を求める請願の中で、当然1番、2番とあるんですけども、証拠の開示の制度がないこと、これは検察官が持っている全ての証拠を開示してもらう手続を整備する必要は当然あると思っておりますので、多分異論は皆さんないと思えます。

　　例えば請願の採択をされて意見書を出されたところは、県内ではたしか半田市と常滑市でしたけど、この1番の意見書はあるんですけども、見た中で。2番の不服申立てについては意見書の中にはないんですよ。ですから、その辺りがあって、私の中では12月議会にも意見の中で申し上げた中の一番最後だけをもう一度言いますと、基本的には再審制度の刑事手続については地方議会で判断するには、今の段階では極めて難しい。今言った国の今年3月に議員連盟ができた、100人ぐらいですかね、できた、その連盟の中でも当然議論がなされますし、また私が聞く中では9月議会において愛知県でも請願が出されるということになると聞いていますので、県の中でもまた議論していただくということもあります。

　　ですから、私の中ではやはり国のほう、例えば法務省とか最高裁とか検察庁、日本弁護士会の4者が、例えば積極的に議論し合って、議論を重ね合って国がその在り方を検討すべきであって、我々は今のところ知識がないものですから、現時点においては地方議会としては意見することは差し控えるということで、先回不採択にさせてもらったんですけども、今の段階で12月に不採択にして、今回半年たっていないので、意見がころっと変わるといってもできませんので、確かに1番に対してはちょっと譲歩して、これは間違いのないということで意見が変わったんですけども、2番に対してはも

う少し議論する必要があるんじゃないかと、私はそのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

[発言する者あり]

○委員長 そうですね。採択・不採択をお願いします。

○伊藤委員 審議はこれから継続をしていきたいと思っておりますので、継続審議のほうでお願いしたいと思っております。

○中野委員 冤罪被害は、我々も、ここにいる皆さんも誰しものが冤罪の被害に遭う可能性があります。冤罪を絶対に撲滅するというのは皆さんの総意だと思います。

先ほど12月にこの請願を否決したという経緯がございましたが、今、福井弁護士のほうから確認したら、国のほうでそういう超党派でこういう冤罪再審法の動きもございますし、県も9月頃にこういった再審法の請願を出していくというような動きもございますので、12月よりも今回6月ですと国や県の動きが出てきておりますので、こういった動きを地方から応援していく、推進していくということは非常に意義があると思っておりますので、この請願は採択という立場で御意見を申し上げたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○石原委員 この冤罪となった人を救済する最終手段である再審制度については、証拠開示や手続保障など構造的な問題が私もあると考えております。

そこで、この再審法に関する議論をさらに活性化させ、早期改正がなされるためにも、私としてはこの改正に対して採択で賛成でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○津田委員 私も採択の方向でお願いします。

○東猴委員 私は会派の決定に従います。よって、同じ会派に所属する伊藤委員と同じ理由で継続審議をお願いしたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時29分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

各委員の御意見は、継続審議とする意見と採択とする意見に分かれております。

まず、継続審査について採択をいたします。

請願第6号、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数です。よって、継続審査とすることは否決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第6号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数です。よって、本請願は採択とすることに決しました。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩します。

午前10時31分 休 憩

午前10時31分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の配付漏れはありませんか。大丈夫ですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、事務局より意見書案の朗読をさせます。

○事務局 再審法改正を求める意見書（案）。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとって重要な課題と言える。

現在の法制度において、冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。以上です。

○委員長 この意見書案について御意見はありませんか。

○伊藤委員 先ほどの意見と同じなんですけれども、やはり特に後半の部分ですね、この辺り、「しかも」からということになっているんですけれども、非常にこれ不服申立てが認めるべきではないという非常に強い文面がここにありますね。この辺り、やはり私の中では先ほど意見を述べさせてもらったように、この辺りをもう少し柔らかくしていただいて、ちょっと意見書を再度修正案として出させていたいただきたいと思うんですけど、その辺りどうでしょうか。

○委員長 修正案は具体的にございますか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 それでは、御提出はいただけそうでしょうか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

[発言する者あり]

○委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま配付いたしました資料について、配付漏れはございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 大丈夫ですね。

それでは、伊藤委員より説明をお願いいたします。

○伊藤委員 修正案の中の説明なんですけれども、まず、1行目から2行目、「冤罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとって重要な課題」であるということで、これは「重要な課題」をなくしていただいて、実際途中の8行目の「公平性も損なわれている」という文面

を「公平性が損なわれかねない状態となっている」とちょっと柔らかい文章にしました。

あと、中段なんですけれども、この辺りがぱっと切らせてもらって、真ん中に「そのため」というところがありますよね。「制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかん」というところがあるんですけれども、そこをつるつと切らせてもらって、また長い年月をかけて再審開始決定を得ても、裁判官の不服申立てによって裁判が長期化しているという、その部分はそういう懸念という部分にさせていただいて、認めるべきではないという強い文面を切っていただくと私は納得できますので、この辺りの修正案が皆さんにお渡しした修正案でございますので、一応御検討をよろしく願います。

○委員長 ただいまの伊藤委員の御意見も踏まえ、ほかに御意見はございませんか。

○中野委員 今、伊藤委員のほうから検察官の不服申立てを認めるべきではないという強い文言が結構書いてありまして、今現状でいきますと、我々も弁護士のほうからの御意見をちょっと聞いているところもありますので、他自治体の請願や意見書も見ていると、ちょっとここまで強い書き方というのはあまり散見されませんでしたので、私も長期化している理由が、今現状こういった検察官の不服申立てが要因の一つではあるとは思いますが、認めるべきではないというところの書き方は非常に強い書き方になりますので、ここをもうちょっとマイルドというか、という書き方は認証できますので、伊藤委員から出た意見書で私はいいかなという思いがございます。

○委員長 ほかに御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないようでありますので、一旦暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

現在、伊藤委員の申出がありました修正案について採決をしたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

ほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、事務局のほうから修正案のほうの読み上げをいたしますので御覧ください。

事務局、よろしく申し上げます。

○事務局 再審法改正を求める意見書（案）。修正案。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。

現在の法制度において、冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性が損なわれかねない状態となっている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要で、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理が長期化している。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、諸課題の整理を進め、再審法を速やかに改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。以上です。

○委員長 事務局、ありがとうございました。

これについての質問はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしいですね。

意見書案を採決いたします。

本案を修正案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は修正案のとおり可決されました。

続きまして、ただいまお認めいただいた修正案を議長のほうに提出し、議会に提案、提出をいたします。提案理由は案のとおりでよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしければ、この意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき委員会提出議案とし、議長に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどといたします。よろしくお願いいたします。

午前10時46分 休 憩

午前10時56分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほど危機管理室防災安全課についての審査の途中でありましたので、この質疑の内容から再開させていただきます。

ほか質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いて総務部税務課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 税務課の所管につきまして御説明申し上げます。

議案書の42ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正でございます。

2款総務費、2項徴税費、土地調査評価事業でございます。土地評価設定委託の契約締結に伴い額が確定いたしましたので、継続費の総額及び年割額を変更するものでございます。

続きまして、議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の2款2項1目税務費、右側説明欄の土地評価設定委託料につきまして、契約の締結に伴いまして、令和6年度の委託料を61万6,000円減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 土地調査評価事業ですね。これは契約に伴う金額ですよ。今回何者による入札をされたのでしょうか。

○税務課長 今回は5者による指名競争入札を行いました。

○伊藤委員 分かりました。

あと、これ委託先なんですけれども、委託業者ですよ。これ3年継続費なんですけれども、3年前と同じ業者なのでしょうか。

○税務課長 今回、前回評価替えをいたしました業者と同じ業者でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと3年前と比較して、委託料というのが大分上がっているわけですか。

○税務課長 委託料でございますが、3年前と比較いたしますとやはり増額をしております。恐らく人件費ですとか、そういうところの影響が出ているのではないかと推測しております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて財政課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）の財政課の所管につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の48ページ、49ページをお願いいたします。

上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金と江南市土地開発基金繰入金でございます。

続きまして、別冊でございます。令和6年度江南市6月補正予算説明資料をお願いいたします。

資料の4ページでございます。

一般財源調でございます。19款繰入金は、江南市財政調整基金繰入金と江南市土地開発基金繰入金の今回計上額の部分でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 財政調整基金の今年度末の見込み残高というか見込額というのは幾らなんでしょうか。

○財政課長 残高見込みということで、想定といたしましては30億円前後ということで、前回委員会のほうでもお答えさせていただいた金額を見込んでおります。

ただし、当然歳出の部分について、今後の補正予算の兼ね合いと、それから前年度からの繰越金の兼ね合いということで、この辺りは少し増減する可能性がございますのでお願いをいたします。

○伊藤委員 基金が数年ずっと30億円なんですけれども、この辺り財政部門としては最低30億円を継続したいという考えなんでしょうか。その辺りどうなんでしょう。全然変わってないんですけど。

○財政課長 こちらもこれまでも御答弁をさせていただきました考え方としては変更なく、標準財政規模の10%ということで想定をいたしてございます。

標準財政規模が約200億円でございますので、その10%となりますと、おおよそ20億円前後ということになってまいります。この数字は経常的には常にキープしていきたいと考えておりました、現状30億円ということでございますけれども、今後の大型事業の取りかかり、進捗状況と、あと年明けにございました大きな大規模災害に対応するための一時的に資金ショートを起こさないための財源というのは、やはり改めて確保していく必要があるという認識を持っておりますので、最低10%、それ以上には事業規模に応じて臨機に対応していきたいと思っております。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防署について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長　それでは、消防署所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の64ページ、65ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で1,112万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、65ページ、説明欄をお願いいたします。

消防水利整備事業の防火水槽整備・維持管理事業におきまして、防火水槽本体の撤去工事費1,071万4,000円及び防火水槽への給水管の撤去工事負担金41万1,000円、事業全体で1,112万5,000円の補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、防火水槽敷地の土地所有者から防火水槽の撤去要望書が提出されたことに伴い、早急に撤去する必要があるからでございます。参考といたしまして、別冊の補正予算説明資料の10ページに位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。

今回、本会議でも出ておったんですよね、いちい信用金庫の江南支店のところにある防火水槽ということで、つくるときには一般財源とか補助金を受けて、多分つくっていると思うんですけども、例えば補助金を受けているなら、例えばこれ、本会議では45年経過した防火水槽なんですよ、聞いたのは。そうすると、耐用年数50年なもんですから、5年早く撤去するわけですよ。そうすると、ちょっと心配なんですけれども、補助金の返還義務が生じてくると私は思うんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。返さなくていいんでしょうか。

○消防署長 防火水槽でございますが、設置時に愛知県震災対策施設整備費等補助金が充当されております。設置費380万円に対して補助額は100万円でございます。45年、まだ減価償却期間に満たないというところで愛知県のほうに防火水槽の撤去について財産の処分を申請いたしました。返還金は発生しないというところで承認を得ましたというところでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○副委員長 委員長の代わりに司会を代わります。

○大藪委員 これも本会議のほうで質問がございました内容なんです、この防火水槽の撤去工事費について、差額を見ますと1,000万円超えているわけですよ。もちろんこれ増額になった理由についてはおおむね伺ったんですが、それにしても額が大きいなというふうに思っているんですが、いかがなんでしょう。1,000万円を超えるような金額になってしまった主な理由について、もう一回ちょっとお願いしたいと思います。

○消防署長 費用が高いというところでございますが、今回の工事の直接工事費としては、金額として466万4,538円でございます。間接的な工事費としては507万5,462円といったところで、直接工事費の内訳としましては、掘削、土砂の運搬処理、埋戻しに292万3,280円が費用として設計してあります。

当初予算で3基の防火水槽の撤去を予定しておるんですけれども、今申し上げました掘削、埋戻しの量が地下に埋設されている防火水槽であるため、3基と比較して非常に多いというところで、大部分の費用は直接的にはそこに係っているというところがございます。

○大藪委員　そうすると、今、地下にあるということで、もともと地下にないような防火水槽であれば、ここまで費用はかさまないという理解でよろしいですか。

○消防署長　量を比較しますと、3基の平均というのは、まず掘削のほうはおおむね平均で80立方メートルであります。

それに対して、今回の補正の防火水槽というのは150立方メートル、埋戻しのほうが当初3基の平均が135立方メートル、埋め戻す量が230立方メートルということになっておりますので、量が圧倒的に違うというところで、ここで費用の差が出てきております。

○大藪委員　例えばこれについて、例えば大型のグレーチングを利用したりとかシートパイルを利用するなど、例えば上を完全に囲ってしまうのではなくて、簡易に車の駐車場ですから車が乗ればいいわけですから、そういったものを利用して安価に済ませるような方法は考えなかったんですか。

○消防署長　工事の設計のほうは、どういった工事の方法がよいかというところは、愛知県の建設局がお出ししている土木工事標準仕様書に基づいて、都市整備課のほうに設計を依頼しております。

その中で、環境が今回開けたところでより安全で簡単にといった方法で、防火水槽の周囲から掘り下げていって本体を掘削していくといった設計となっております。

○大藪委員　ということは、例えば名古屋市なんかに行きますと、実際にあるように地下に埋めてあるような防火水槽の上をいろいろ工事の関係で費用がかさむからこそ上をシートパイルにしたりとかという工事が行われているのは幾つも見てますが、そのように安価にするという案はあったんですか、なかったんですか。それともそれをやっちゃいけなかったんですか。

○消防署長　お借りしている土地の復帰の条件としては原状となっておりますので、地下に残存物を残さない形で復旧させるというところで本体を取り

除いて埋め戻すといった形になっております。

○大藪委員 要望になりますけれども、それでもやはり費用がかさむというのは大きい金額ですので、ぜひともそれは交渉の段階で、例えば借りている土地においてもアスファルトで舗装するというのも、もちろんこれは原状復帰になるかもしれませんが、上を蓋をするような形で駐車場にすることは今技術的には可能なわけですから、そういったことも今後検討していただきたいという要望で終わります。

○副委員長 要望です。

それでは、司会を委員長に戻します。

○委員長 ほか質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 ありませんね。

質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号 老人福祉センター解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第51号につきまして御説明申し上げますので、追加議案書の2ページをお願いいたします。

老人福祉センター解体工事請負契約の締結についてでございます。

参考資料といたしまして、3ページには仮契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　　今回、入札は7者でしたっけ、最高額と平均額をまずお聞きしたいんですけれども。

○総務課長　　最高額でございますけれども1億5,370万円、最低落札価格、入札価格でございますけれども、7者のうち最も高かったのが1億5,370万円でございます。

○中野委員　　平均はどれぐらいなんですか。

○総務課長　　平均といたしましては1億5,042万9,333円でございます。

○中野委員　　この見積内訳を教えてくださいなんですけれども、建物とか外構とか残土処分とかといろいろ項目があると思うんですけれども、その言える範囲で構いませんが、どういう内訳なのか。

○総務課長　　予定価格を積算した時点での内訳で申し上げます。

内訳比率で申し上げますと、まず老人福祉センター解体工事費及びアスベスト撤去工事、こちらのほうが90.9%。

失礼いたしました。諸経費も含んでの割合のほうがいいかと思しますので、もう一度訂正して説明させていただきます。

老人福祉センター解体工事及びアスベスト撤去工事が66.1%、外構解体工事が4.7%、発生材処分費が2%、これが直接となる工事費でございます。そのほか諸経費といたしまして、共通仮設費5.3%、現場管理費10.7%、一般管理費11.2%、合計100%でございます。

○中野委員　　金額の比較をしたいので、これちょっと平米どれぐらいになるのか。直近でいくと図書館も解体していると思うので、図書館も分かれば構いませんが、平米どれぐらいになるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○総務課長　　こちらも予定価格を積算した時点での内容で申し上げますと、老人福祉センターのほうが延べ床面積が2,178.89平方メートル、これに対します1平方メートル当たりの解体工事費が約6万6,000円でございます。

また、旧図書館のこちら延べ床面積が962.32平方メートル、これに対します1平方メートル当たりの解体工事費は約7万1,000円でございます。

○委員長　ほか質疑はございませんか。

○伊藤委員　今回一般競争入札で、先ほど7者から応札があったということなんですけれども、落札した業者というのは、市外に本社がある業者なんですか。

○総務課長　今回の落札業者でございます吉永建設工業株式会社江南営業所につきましては、本社は扶桑町にある会社でございます。

○伊藤委員　市外なんですよ。

そうすると、今回7者の応札があった中で、市内の業者は何者応札があったんでしょう。

○総務課長　主たる営業所が江南市にございますことから、落札しました会社も市内業者といたしておりまして、7者全てが市内業者でございます。

○伊藤委員　全て市内業者ということですね。取りあえず本社は別にして、市内業者ということなんですよ。分かりました。それをちょっと聞いたかったものですから。

何を聞いたかったといいますと、多額な金額なものですから、例えばほかの市外の業者が入っていたら、なるべく市内の業者に請け負ってもらえるように、何かそういう配慮ができないかということをおっしゃったんですけれども、今、市内の業者と言われましたので、いいです。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時19分　休　憩

午前11時19分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

採決します。

議案第51号、本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

続いて、議案第52号 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長 それでは、議案第52号につきまして御説明申し上げますので、追加議案書の4ページをお願いいたします。

令和6年議案第52号 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車売買契約の締結についてでございます。

次の5ページには、参考といたしまして売買仮契約書を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員 今回の水槽車なんですけれども、更新年数と処分の方法をちょっと教えてください。

○消防総務課長 年数につきましては、今現在の水槽車のほうが平成19年12月に初期登録をしております。今年度12月が来まして、17年経過することになります。

また、処分方法との御質問でございますが、今回の水槽車の処分につきましては、総務課を通じまして公売、官公庁オークションだと思われましても、公売のほうを考えております。

○伊藤委員 分かりました。

あと、急激な物価の高騰で、これ入札がひよっとして不調になるんじゃないかという懸念はしておったんですけれども、入札率というか落札率というのはどうなんでしょうかね。どのくらいだったんでしょうか。やはり予算額ぎりぎりだったんでしょうか。

○消防総務課長 入札率という御質問でございますが、税込みの契約額と予算額というものの比率でお答えさせていただきますと、98.6%という数字でございます。

○伊藤委員 何とか落札できたということでよかったなとは思いますが、補

助金が関係していますんでね。

あと、当然10トンの水が、車の上に10トンタンクがあるんですよ。当然火災時にはそれを使うんですけれども、例えば地震なんかの非常災害時は当然給水をされると思うんですけれども、給水方法というのはどういうふうにされるんでしょうか。給水方法というか。

○消防総務課長 災害時の給水方法という御質問で、今の現在の水槽車でもそのような災害時には皆さんよく水道の蛇口がついて、水道のカランと言われるかと思うんですけれども、水道の蛇口が5つついた附属品がございます。それを左右両方向に受水口という部分がございますので、そこに附属品を接続させていただきまして、例えば防災安全課がお持ちの給水袋なんかに水を小分けして入れるというような形になります。

○伊藤委員 当然給水ということで、例えば市の給水袋、ポリ袋があるんですよ。ちょっと私が調べたところ、各小学校に10リットルの給水袋、手提げなんですけれども、1,000袋があると。K T Xアリーナには2,000袋があるんですよ。そうすると、これ10トン車なもんですから、給水袋を1袋10リットルとして約1,000個分を賄えるという認識でよかったですかね。

○消防総務課長 10トンの水を水槽車としては保有しているというところから、計算上では1,000個の給水袋は作成できるかなというふうには考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほか。

○中野委員 1点だけ。前、はしご車を購入したときに、7年にメンテナンスで3,000万円ぐらいかかるというような話を聞いていたんですけど、今回こういう水槽車ってどれぐらいで、どういうふうにメンテナンスしていったら、幾らぐらいかかるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○消防総務課長 今の御質問は、はしご車のオーバーホールのお話をされておるかという認識でございます。

今回の水槽車につきましては、オーバーホールという形はございません。ただ、毎年定期点検と、あと2年ごとの車検ということで、そういった車両のほうの点検のほうは普通の車両と変わらずございますが、オーバーホール

のようなものはございません。

- 津田委員 要望です。今回は買換えということで、2007年に購入したときの価格は2,800万円というふうに伺っております。今回、7,200万円以上ということで、倍以上かかっていると思います。

要望の中身としましては、物価高騰分という話は分かりますけれども、今後こういった車両に対しましては、車両として幾ら分とか、物価高騰分幾ら分とか、あと今回名称だけで言いますと、災害対応特殊小型ということである部分、形容詞がついてございます。ですから、災害対応特殊という話について、幾らかかったんだとかいう話で、倍以上かかった、ある部分、高額になった場合はその内訳を今後提示いただけるとありがたいと思います。以上です。

- 消防総務課長 まず1点だけ訂正といたしますか、災害対応特殊という名称につきまして御説明させていただきますけれども、この名称というのは、緊急消防援助隊の登録を見越して、国庫補助を活用する兼ね合いでこういった名称がつく形になります。それが1点でございます。

それと、要望ということで極力答えさせてはいただきたいというふうには思うんですけれども、かなり古い、今回も16年、17年たつ車両のところもございまして、単純に比較できるところとできないところとというところもあるものですから、丸々御要望に答えられるかというのは現段階ではなかなか答えにくいところではあります。

- 津田委員 分かりました。

できる限りでよろしいので、車が10年以上で倍以上になったという記憶はございませんので、中身として変わらないのならば、物価高騰分、倍以上ありましたよという回答でもよろしいですし、あと事前に伺ったときに4輪駆動という話も伺いました。ですから、2駆から4駆に変わったよということで幾ら分とか、そういった話があると分かりやすいと思いますので、この辺はよろしく願いいたします。以上です。

- 委員長 ほか質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 副委員長 司会を代わります。

○大藪委員　　よろしくお願ひします。

ちなみにこれ分かる限りで結構なんです、新しく入替えということで、旧車はどのような対応をされるのか教えてください。

○消防総務課長　　先ほど伊藤委員のときの御質問で答えさせていただきましたが、今回は総務課を通じて公売を考えております。

○大藪委員　　公売価格について、おおむね見込みはどれぐらいを見込んでおられますか。

○消防総務課長　　申し訳ございません。今の現状では皆目見当がついておりません。

○大藪委員　　それでは、後で総務課のほうから確認したいと思います。ありがとうございました。結構です。

○副委員長　　それでは、司会を戻します。

○委員長　　よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分　　休　憩

午前11時30分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

年度調査事項について

○委員長　　続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信してありますので、御参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

御意見はありませんか。

○東猴委員　　今回、危機管理室が建設産業委員会から総務委員会に移行したことに伴い、建設産業委員会の年度調査事項でありました防犯・防災（危機管理、交通安全対策）についてという年度調査事項を今回総務委員会に移管してはどうでしょうか。

○委員長　　ありがとうございます。

ほか御意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　御意見も尽きたようでありますので、今年度の当委員会の調査事項について、今、東猴副委員長がお話しされたとおりにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項はそのように決定させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思っております。

行政視察調査日程について

○委員長　　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　　案といたしましては、A案、9月30日月曜日から10月4日金曜日

までと、B案、10月21日月曜日から10月25日金曜日まで、C案、10月30日水曜日から11月1日金曜日までの3案となっております。この中から何泊何日で実施されるのかをお決めいただきたいと。お願いいたします。

○委員長　ただいまの説明による3案につきまして、御意見等ございますか。意見をよろしくお願いいたします。

○中野委員　地元区の行事もあって、A案、C案で決めていただけるとありがたいなと思います。1泊、2泊というところで行くと、視察先によって1泊なのか2泊なのかを決めていけばいいのかなと思いますので、取りあえず2泊3日スケジュールを確保しておいて、視察先の内容によって1泊なのか2泊なのか決めていけばいいのかなと思っております。

○委員長　ただいま中野委員からの御提案がありました内容についても含めて、ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　御意見がございませんようですので、C案として10月30日水曜日から11月1日金曜日までということで日程を調整していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、日程の1泊か2泊については、委員長、副委員長一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、行政視察を今意見が出たとおり実施していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお願いいたします。

どこがよいか、候補地などございますでしょうか。

○石原委員　具体的な候補地はございませんけれども、今DXが非常に話題

になっておりますので、DXに関するところに行きたいと思えます。

○委員長　ほか御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございました。

具体的な行き先については何か御意見がございましたら。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、正・副委員長に一任という御意見ございました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでございますので、それでは正・副委員長で協議をし決めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時35分　休　憩

午前11時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

主な行き先について御意見もないようですので、行政視察先については、今月中に正・副委員長へ視察調査先を御報告願えないでしょうか。候補地が多数の場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思えます。また、候補地が出なかった場合には、正・副委員長に一任いただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

この後、行き先について正・副委員長のほうで決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時36分　休　憩

午前11時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程・テーマ・講師などについて、御相談をさせていただきたいと思えます。

日程は、議会・会議や視察がないところになるろうかと思えます。また、講師の都合もあるので、本日は、まず研修テーマについて何か適切なテーマや講師を御存じでしたらば御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　それでは、また何か御意見や御提案がございましたら正・副委員長までお知らせをいただきたいと思います。

9月の委員会の折に、皆様方の御意見、御提案などを踏まえた上で、改めて御相談させていただきますので、よろしくお願ひします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きまして、市民と議会との意見交換会について議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、各常任委員会で団体と意見交換を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについては各常任委員会で検討していくことと決定したところであります。つきましては、本日皆様に御協議をお願いするものでございます。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末に配信しておりますので、参考にしてください。

それでは、対象団体とテーマについて何か御意見がございましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　御意見もないようですので、今月中に正・副委員長へ御意見をいただけましたら幸いです。

なお、対象団体の都合もありますので、その場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます。

こちらも後日御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

改めまして、本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午前11時39分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 大藪 豊 数

総務副委員長 東 猴 史 紘